

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、食品産業に属する事業所(食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業(喫茶店等を除く一般飲食店)の事業所)を対象として、青果物の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種(業態)間における量的なフロー(流通経路・規模)を明らかにし、食品流通構造改善施策及び食品産業と国内農業の連携強化等の施策の推進に資することを目的に実施した。

なお、本調査は、青果物、水産物、畜産物の順に対象品目を代えて平成15年から実施している。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法(昭和27年法律第148号)第4条1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた承認統計調査として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の範囲及び調査期間

- (1) 調査の範囲は全国とした。
- (2) 調査対象期間は、平成17年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)の1年間とした。
- (3) 調査は、平成18年11月下旬から平成19年1月下旬までの間に実施した。

5 調査対象

調査対象は、次の業を営む事業所とした。

(1) 食品製造業

食品製造業(日本標準産業分類(平成14年総務省告示139号)(以下「産業分類」という。))による①食料品製造業(糖類製造業、精穀・製粉業、あん類製造業を除く。)、②飲料・たばこ・飼料製造業のうち清涼飲料製造業及び酒類製造業)を営む事業所のうち、野菜・果実(青果物)を原材料とする製造品(食料品)を出荷している事業所。

(2) 食品卸売業

食品卸売業(産業分類による①各種商品卸売業、②飲食料品卸売業)を営む事業所のうち、野菜・果実(青果物)を販売している事業所。

(3) 食品小売業

食品小売業(産業分類による①各種商品小売業(百貨店については食料品を販売している事業所)、②飲食料品小売業)を営む事業所のうち、野菜・果実(青果物)を販売している事業所

(4) 外食産業

外食産業(産業分類による一般飲食店(喫茶店及び他に分類されない一般飲食店を除く。))を営む事業所

6 標本の選定(抽出)方法

- (1) 調査は、標本調査(食品卸売業のうち、商社については全数調査)により行った。
- (2) 母集団名簿は次に該当する事業所により作成した。

ア 食品製造業

「平成15年工業統計調査」結果における食料品製造業の事業所のうち、野菜・果実を原材料とする製造品(食料品)を出荷(年間販売)している事業所

イ 食品卸売業

「平成14年商業統計調査」結果における各種商品卸売業、飲食料品卸売業の事業所のうち、野菜・果実を販売している事業所

ウ 食品小売業

「平成14年商業統計調査」結果における各種商品小売業(百貨店については食料品を販売している事業所)、飲食料品小売業の事業所のうち、野菜・果実を販売している事業所

エ 外食産業

総務省「平成16年事業所・企業統計調査」(公営事業所については「平成13年事業所・企業統計調査」)結果の事業所のうちの一般飲食店(喫茶店及び他に分類されない一般飲食店を除く。)を営む事業所

- (3) 標本数は、食品製造業は野菜・果実を原材料とした製造品出荷額、食品卸売業及び食品小売業は野菜・果実の販売額、外食産業は従事者数について、標準誤差率(目標精度)が7%(外食産業にあつては地域別に9%)となるように、「10 業種分類」に示す業種(業態)小分類別、「11 規模階層区分」に示す規模階層別に定め、それぞれ都道府県別に事業所数に比例して配分した。標本は、各区分別に無作為抽出した。

業種別の標本数は、以下のとおりである。

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
食品製造業	277事業所	119事業所	59事業所	60事業所
食品卸売業	1,256事業所	321事業所	136事業所	190事業所
食品小売業	2,968事業所	509事業所	278事業所	539事業所
外食産業	445事業所	358事業所	607事業所	404事業所

7 調査品目

- (1) 調査品目は、野菜18品目(輸入生鮮野菜及び輸入一次加工原料野菜を含む。)、果実14品目(輸入生鮮果実含む。)とし、調査品目の細目は以下のとおりである。

ただし、輸入一次加工原料野菜については、自事業所で製造する製品等の原料として輸入されたものに限定し、食品製造業及び外食産業のみ調査対象とした。

調 査 対 象 品 目

野菜 18品目、国産生鮮野菜、輸入生鮮野菜、輸入一次加工原料野菜別

- ・国産生鮮野菜、輸入生鮮野菜及び輸入一次加工原料野菜(3品目)
にんじん、ねぎ、さといも
- ・国産生鮮野菜及び輸入生鮮野菜(3品目)
たまねぎ、キャベツ、ピーマン
- ・国産生鮮野菜及び輸入一次加工原料野菜(5品目)
ばれいしょ、トマト、きゅうり、なす、ほうれんそう
- ・国産生鮮野菜のみ(3品目)
だいこん、はくさい、レタス
- ・輸入生鮮野菜及び輸入一次加工原料野菜(2品目)
ブロッコリー、しょうが
- ・輸入生鮮野菜のみ(2品目)
かぼちゃ、ごぼう

果実 14品目、国産生鮮果実、輸入生鮮果実別

- ・国産生鮮果実のみ(10品目)
みかん、りんご、ぶどう、なし、もも、かき、うめ、すいか、いちご、メロン
- ・輸入生鮮果実のみ(4品目)
パインアップル、バナナ、グレープフルーツ、オレンジ

8 調査事項

調査事項は以下に掲げるとおりとした。

調 査 事 項	食 品 製造業	食 品 卸売業	食 品 小売業	外 食 産 業
国内産・輸入別生鮮野菜・果実の品目別年間仕入量	○	○	○	○
国内産・輸入別生鮮野菜・果実の品目別仕入先別仕入量割合	○	○	○	○
国内産・輸入別生鮮野菜の品目別仕入形態割合	○	—	○	○
輸入一次加工原料野菜の品目別年間仕入量	○	—	—	○
輸入一次加工原料野菜の品目別仕入先別仕入量割合	○	—	—	○

9 調査方法

調査は、調査票を調査員又は統計・情報センターの職員が配付し、郵送回収による自計申告調査とした。

なお、野菜・果実の年間販売額等が一定規模以下(食品製造業については青果物を原材料とした製品の出荷額が5億円未満、食品卸売業及び食品小売業については、青果物の年間販売額がそれぞれ10億円未満、1億円未満、外食産業については、従事者数規模が4人以下の事業所)については、往復郵送(統計・情報センターから郵送により調査票を送付・回収する。)による自計申告調査とした。

10 業種分類

(1) 食品製造業

業種(業態)小分類 (食品流通構造調査(青果物調査))	日本標準産業分類
畜産食料品・水産食料品製造業	畜産食料品製造業
	水産食料品製造業
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 (野菜漬物を除く)
野菜漬物製造業	野菜漬物製造業
調味料製造業	調味料製造業
パン・菓子製造業	パン・菓子製造業
冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業
惣菜製造業	惣菜製造業
清涼飲料製造業	清涼飲料製造業
酒類製造業	酒類製造業
その他の食料品製造業	動植物油脂製造業
	でんぷん製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	他に分類されない食料品製造業

(2) 食品卸売業

業種(業態)小分類 (食品流通構造調査 (青果物調査))		日本標準産業分類
卸売市場	卸売業者	※1
	仲卸業者	
野菜卸売業		野菜卸売業
果実卸売業		果実卸売業
商社		各種商品卸売業
その他の卸売業		米麦卸売業
		雑穀・豆類卸売業
		食肉卸売業
		生鮮魚介卸売業
		その他の農畜水産物・水産物卸売業
		食料・飲料卸売業

※1 食品卸売業のうち、卸売市場内で営業している事業所を卸売業者及び仲卸業者とした。

(3) 食品小売業

業種(業態)小分類 (食品流通構造調査 (青果物調査))		日本標準産業分類
百貨店・総合スーパー		各種商品小売業
各種食料品小売業		各種食料品小売業
野菜小売業		野菜小売業
果実小売業		果実小売業
コンビニエンスストア		コンビニエンスストア
その他の飲食料品小売業		酒小売業
		食肉小売業
		鮮魚小売業
		菓子・パン小売業
		米穀類小売業
		その他の飲食料品小売業

(4) 外食産業

業種(業態)小分類 (食品流通構造調査(青果物調査))	日本標準産業分類
一般食堂	一般食堂 ※2
日本料理店	日本料理店
西洋料理店	西洋料理店
中華料理店・東洋料理店	中華料理店
	東洋料理店
その他の飲食店	焼肉店
	そば・うどん店
	すし店
	ハンバーガー店
	お好み焼き店

※2 日本料理店、西洋料理店、中華料理店、東洋料理店、焼肉店を除く。

11 規模階層区分

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
食品製造業 〔青果物を原材料とした 製品の出荷額〕	1億円未満	1～5億円未満	5～20億円未満	20億円以上
食品卸売業 〔青果物の年間販売額〕	3億円未満	3～10億円未満	10～30億円未満	30億円以上
食品小売業 〔青果物の年間販売額〕	4,000万円未満	4,000万円～ 1億円未満	1～2億円未満	2億円以上
外食産業 〔従事者数〕	4人以下	5～9人	10～29人	30人以上

12 調査結果の集計

(1) 推定方法

本調査結果は、以下の方法により推定を行った。

なお、集計に用いた標本は調査票を回収した調査客体である。

ア 規模階層別の推定

$$T_i = \sum_{j=1}^L \frac{N_j}{n_j} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}$$

T_i : i 規模階層の集計対象項目 x の合計の推定値

L : 規模階層の数

N_j : j 規模階層の大きさ

n_j : j 規模階層から抽出した標本の数

n_{ij} : j 規模階層から抽出した標本のうち、調査の結果、 i 規模階層に属した標本数

x_{ijk} : j 規模階層から抽出した標本で、調査の結果、 i 規模階層に属したものの k 番目の標本の集計対象項目 x の調査値

イ 業種計の推定

$$T = \sum_{i=1}^L T_i$$

T : 業種計の推定値

L : 規模階層の数

(2) 回収標本数

集計に用いた標本数は、以下のとおりである。

業 種	回収標本数	回収率
食 品 製 造 業	302事業所	59%
食 品 卸 売 業	971事業所	51%
食 品 小 売 業	2,173事業所	51%
外 食 産 業	912事業所	50%

(3) 推定値の実績精度

青果物の年間仕入量(国内産生鮮青果物、輸入生鮮青果物及び輸入一次加工原料野菜の合計値)の標準誤差率は業種別に以下のとおりである。

業 種	標準誤差率
食 品 製 造 業	18.7%
食 品 卸 売 業	5.0%
食 品 小 売 業	9.7%
外 食 産 業	8.3%

$$\text{注：標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{推定値}} \times 100$$

13 用語の解説

主な項目の用語の説明は、以下のとおりである。

(1) 仕入先区分

ア 生産者・集出荷団体等

生産者(青果物を生産する者をいう。)及び集出荷団体等(生産者等から委託を受けて、農産物を集荷し出荷する団体で、①JA、②個別生産者により任意に組織された団体等をいう。)から仕入れた場合をいう。

ただし、卸売市場を開設するJA全農(全国農業協同組合連合会)等から仕入れた場合は、「卸売市場(卸売業者・仲卸業者)」とする。

イ 自社(本社)直接輸入

自社が直接、通関手続きを行って、海外から仕入れた場合をいう。

なお、自社の関連会社、系列会社等を経由した場合を含める。

ウ 卸売市場

(ア) 卸売業者

卸売市場内において、生鮮食品等を継続的かつ計画的に集荷し、仲卸業者又は売買参加者に販売する事業所をいう。

なお、この場合において、物流は産地から取引先に直接流れ、卸売市場を経由せず、商流(代金の支払い。)のみ卸売市場内の卸売業者を経由する取引についても含める。

(イ) 仲卸業者

市場開設者(地方自治体)の許可を受けて、卸売市場内に店舗をもち、卸売業者から買い受けた食品を仕分け、調整して小売商、大口需要者等に販売する事業所をいう。

エ 商社

海外取引を行う総合商社、専門商社及び輸入業者をいう。

オ その他卸売業

食材卸問屋、場外問屋及び食品問屋など卸売市場以外で食品を卸売する事業所をいう。

この中には、JA全農が消費地において、集分荷、代金決済等を行う全農集配センターを含める。

カ 食品製造業

主として生鮮・加工食品を原材料として仕入れ、その材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。この中には、生鮮野菜(果実)を仕入れ、カット等の加工を施した後、それを販売する加工業者、レストランのチェーン店や病院・学校等の集団給食用の集中調理施設(セントラルキッチン)を含める。

キ 食品小売業

流通経路の末端に位置し、食品を卸売業者、製造業者及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。この中には、製造した食品をその場で一般消費者等へ販売する事業所(パン屋、豆腐屋等)や一般消費者へ販売することを目的とする通信販売・訪問販売等を行う無店舗販売を営む事業所を含む。

ク 自社栽培

調査対象となった事業所において青果物を栽培し、それを仕入れた場合をいう。

(2) 仕入形状区分(カット野菜)

仕入れた生鮮野菜のうち、洗浄と切断がすんだ状態で入荷したものをいう。

例えば、千切り、皮むき等の業務用カット野菜、にんじんの桜抜き等細工野菜、赤ピーマンと黄ピーマンのミックス等同じ野菜を混合したカット野菜など。ただし、半割キャベツ等単に半分に切断、外皮等を除去したもの、レタスとピーマンのミックス等違う種類の野菜を混合したカット野菜等は含まない。

14 統計表の見方等

(1) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「0」又は「0.0」：単位に満たないもの(例：499t→0千t、0.04%→0.0%)

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

(2) 統計表の表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 本調査は、平成15年度から青果物、水産物、畜産物の順に調査を実施しており、これらの結果は、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。

【 <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei> 】

15 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 流通構造統計班

電 話 (代表) 03 (3502) 8111 内線 3716

(直通) 03 (6744) 2048